

明日香村総合管理計画の概要

1) 目的

明日香村では、村全域にわたり宮跡、寺跡、古墳など、重要な歴史的文化的資産が数多く存在し、周辺に広がる田園的な自然景観、伝統的な集落景観と相俟って地域を特徴づけている。これまで、明日香村では重要遺跡の史跡指定、飛鳥寺跡及び川原寺跡における保存管理計画の策定、埋蔵文化財包蔵地の周知、現状変更の際の事前発掘調査の実施などにより、これら文化財の保護を図ってきた。

一方で、長年の文化財保護行政の中で、史跡、遺跡の保存管理の面、利活用の面において様々な課題が明らかになるとともに、歴史的風土の保存、全村まるごと博物館構想等との整合のとれた文化財の保存が求められている。

このようなことから、明日香村教育委員会では、村民の誇りであるとともに国民共有の財産でもある史跡、遺跡等の文化財を保存し、次世代に引き継ぐため、周辺の土地利用をはじめ、都市基盤や生活基盤の情報等を掌握し、文化財の保存の観点からの関連施策と総合的な調整を図ることを目的とした明日香村総合管理計画の策定を検討している。

2) 明日香村総合管理計画の内容

- 村全体にわたる史跡、遺跡などの文化財の総合的な保存管理の方針及びゾーニング
- 個々の史跡、遺跡の保存管理計画及びゾーニング、利活用の方針
- 都市計画や歴史的風土の保存との調整方針
- 全村まるごと博物館構想をはじめ、村の活性化に資する文化財の利活用の方針

3) 検討の経緯と今後の予定

平成 15 年 2 月 12 日 第 1 回 明日香村総合管理計画策定委員会

- ・史跡、遺跡等の現状と課題の整理

平成 15 年 7 月 1 日 第 2 回 明日香村総合管理計画策定委員会

- ・飛鳥寺跡、島庄遺跡、坂田寺跡、飛鳥稲淵宮殿跡、檜隈寺跡におけるケーススタディ

平成 15 年 9 月 29 日 第 3 回 明日香村総合管理計画策定委員会

- ・欽明天皇陵・天武持統天皇陵周辺、豊浦宮・小墾田宮周辺、奥山久米寺跡におけるケーススタディ

平成 16 年 3 月 1 日 第 4 回 明日香村総合管理計画策定委員会

- ・全村を対象とした史跡、遺跡等の保存管理のあり方、史跡等の利活用のあり方の検討

平成 16 年度

- ・文化財の保存管理の観点からみた村全体にわたるゾーニングの検討
- ・個々の史跡、遺跡の保存管理計画及びゾーニング、利活用の方針の検討

図 2 - 1 総合管理計画の背景と位置づけ

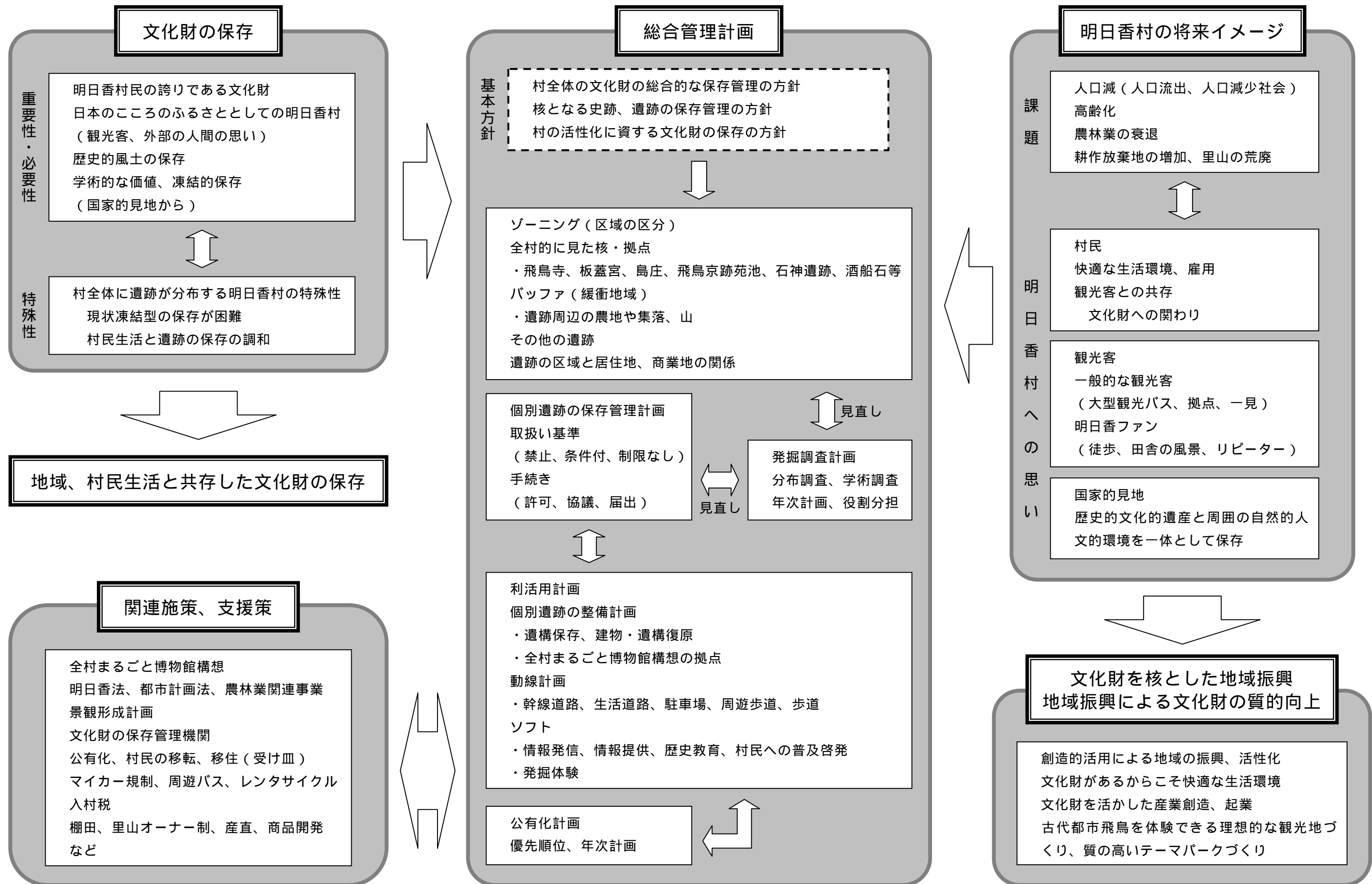
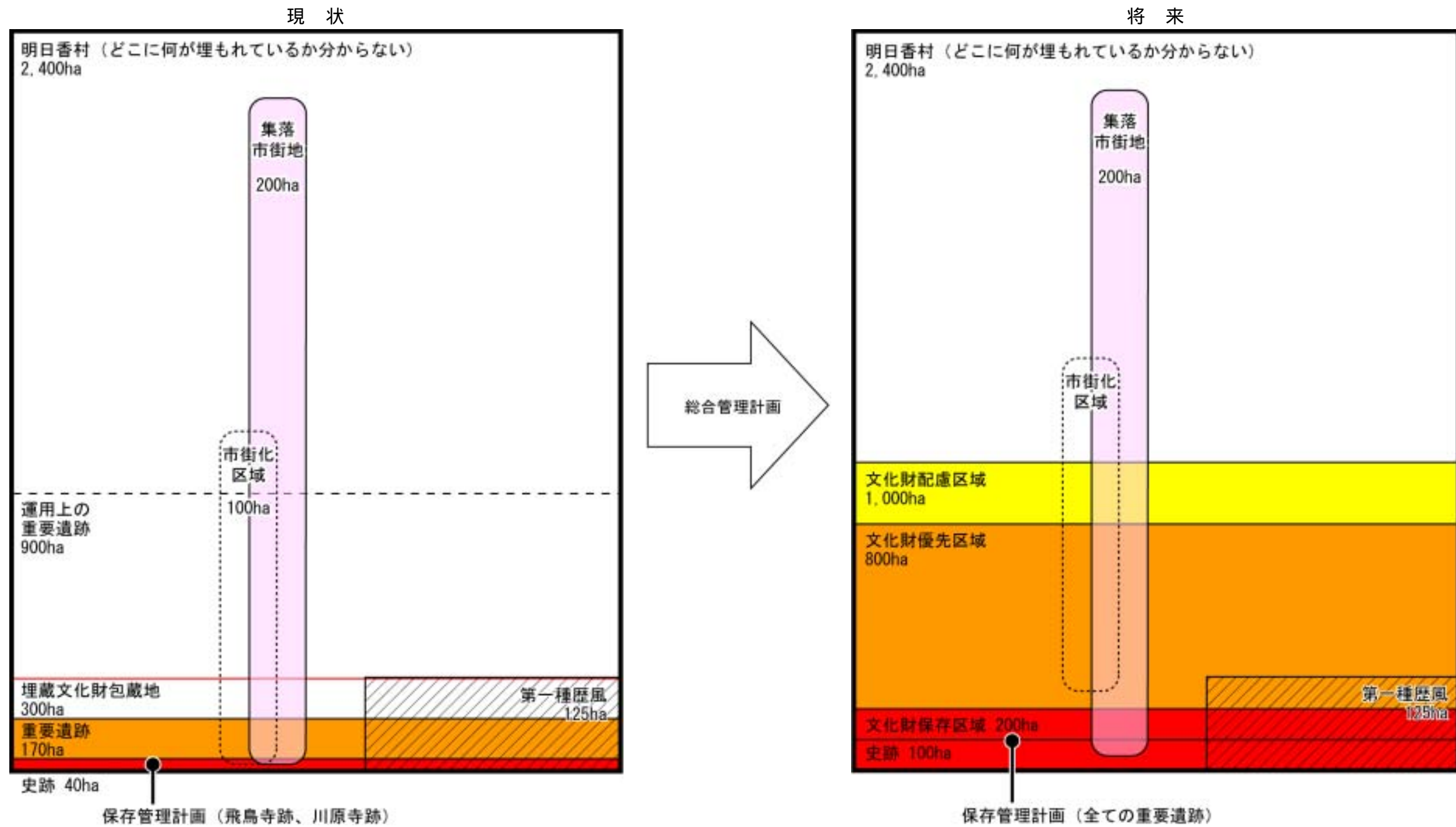


図2-2 史跡、遺跡の保存管理の現状と総合管理計画がねらうもの



史跡の保存管理計画は飛鳥寺跡、川原寺跡のみ
 それ以外の史跡、遺跡については、保存管理に関する計画がない
 史跡区域内、重要遺跡に現に居住し、生活している地元住民も相当数ある
 史跡、遺跡の区域とは関係なく市街化区域、歴史的風土特別保存地区、風致地区が指定
 全村一律的に現状変更の際の埋蔵文化財発掘の届出が義務づけられている
 埋蔵文化財包蔵地として周知されていなくても遺跡が存在する可能性がある

村内を文化財の観点から4つの区域に区分し、それぞれの区域ごとに保存管理の取り扱いを定める(マスタープラン)
 文化財保存区域については、史跡等に指定し、区域内のすべての遺跡の保存管理計画を作成する
 文化財優先区域においては、文化財保護区域に準じた取り扱いとする
 バッファ(緩衝地域)として文化財配慮区域を指定する
 その他の地域については、引き続き現状変更の際の埋蔵文化財発掘の届出を義務づける
 明日香法、都市計画法等と区域の調整を図る

図 2 - 3 文化財保存管理マスタープランと地区別保存管理計画、利活用計画の関係

